

○経済産業省告示第三十一号

国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の規定に基づき、国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年二月二十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示

国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第百八十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を「北マケドニア」に改める。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。